

倫理 第32回 「民主社会における人間のあり方① 王権神授説と社会契約説」

○今回のポイント

国家を統治する支配の正当性は、教皇権・皇帝権→国王主権→国民主権と移りかわった。

4編2章3節 民主社会における人間のあり方 (教科書 p.137~)

倫理はニゲンとは何か、ニゲンはなぜ生きるのかを考える科目。ほとんどの先進国でニゲンは民主社会に生きている。民主社会は勝手にできたものではなく、形成するには社会契約という背景思想があった。

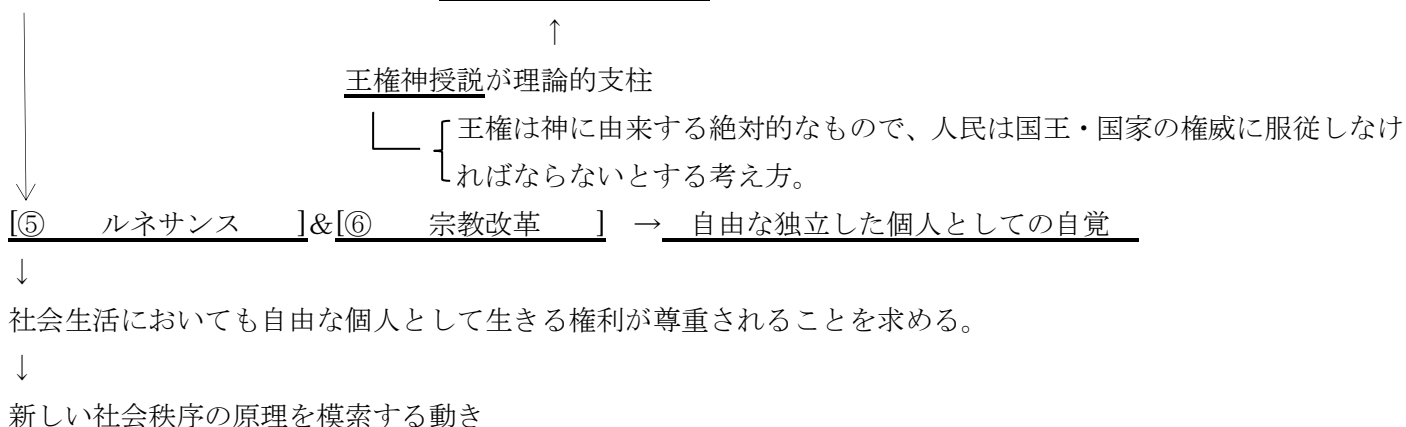
4編2章3節1項 民主社会の原理

人権の尊重と社会契約説

(1)国王主権

中世ヨーロッパは主権国家ではなかった。各王権の上位概念として[① 教皇権]と[② 皇帝権]が存在した。つまりキリスト教の普遍的価値観である。だが十字軍による教皇権の失墜と神聖ローマ帝国の凋落による皇帝権の衰退が起こり、各王権が伸長する。こうして、「国境のある明確な領域」とその「支配域の民衆」を「統治する」という領域国家が発生した。この領域国家では誰が統治の主体となるのかが問題となる。当初は統治の主体は国王だった。つまり主権は王にあり、その正当性の理論的根拠となったのが[③ 王権神授説]だった。

17世紀のヨーロッパの政治体制…[④ 絶対王政]=官僚制+常備軍



(2)主権者は誰か

○王権神授説だと王がどれだけ圧政を敷いても批判できない

↓

○個人と社会の関係の思索

↓

○[⑦ 社会契約説]…国家の起源を人民の契約に求めるもの。国家や政府が形成される前の自然状態を想定し、人民相互の契約において、主権者を決定し、個人が生まれながらにもつ権利(自然権)を保障しようとする。

↓

○国家は永遠の昔から存在するものではなく、また国王の所有物でもなく、自由で独立した諸個人が自分たちの権利を実現するために契約を結んで人為的に設立したもの

↓

○[⑧ 人民主権]…近代市民革命と近代民主制を正当化

(3) [9] 自然法 思想…人間社会には自然界と同様に、人間の定めた約束事を超える普遍法則が存在するという考え方。

- ・自然権…自然法にもとづいて主張される権利
- ・古代ギリシャ…ストア学派。理性(ロゴス)が宇宙(自然)を支配している。
- ・中世ヨーロッパ…キリスト教神学。神の摂理が万物を支配する。
- ・近代ヨーロッパ…宗教的権威から解放。オランダの [10] グロティウス、人間の本来持つ理性を重視。理性的な人間であれば誰もが認めざるをえないようなルール。

4編2章3節1項 人権思想の展開

国家の安全と平和 [11] ホブズ

(1)自然権

→人間は生まれながらにして自己保存の欲望をもち、その欲望を各自思いのままに追求する

(2)自然状態

→「[12] 万人の万人に対する闘争」…人々は欲望を満たすために互いに争い、恐怖と不安の中で生きる。

(3)自然権の放棄

平和と安全を守るために自然権の行使を放棄。個人または合議体に全ての権利を譲渡する。

↓

譲渡された者は統治者として国家を形成し、「[13] リヴァイアサン」のように強力な力を持ち、国家の安全と平和を守り、人々は国家の命令に絶対服従する。

(4)ホブズの思想の歴史的意義

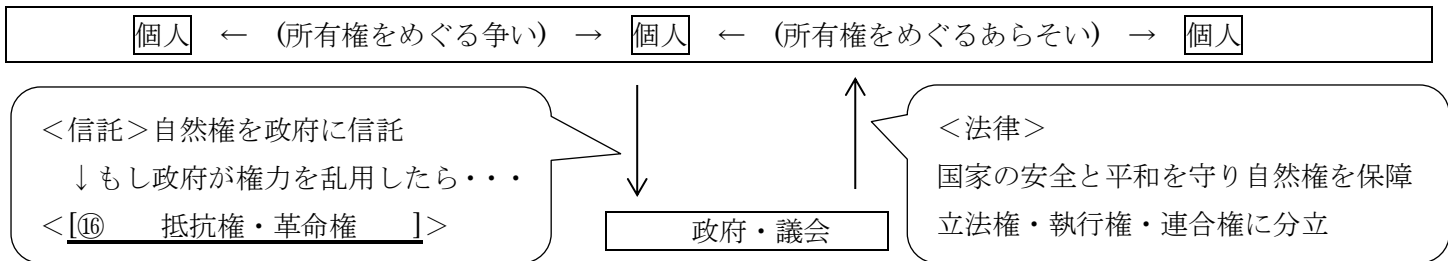
- ・ a.王権神授説とは異なり、あくまでも契約によって国家の安全と平和を実現させようとする点に意義。
- ・ b.自然状態からの政治権力の成立を自然権の保障という点から理論化したこと。

自然権の信託 [14] ロック

(1)自然権…個人の生命・自由・財産の所有(所有権)が理性にもとづく自然法により保障されている。

(2)自然状態…平和だが、[15] 財産権 (所有権)をめぐる争いが生じる。

(3)自然権の信託



(4)ロックの思想の意義

- ・国家の主権が人民にあること、政府が法の支配のもとにおこなわれるべきであることを明確に主張。

